

※備考欄の×印は時効消滅
していると考えられるもの

年度	決定年月日	納入期限	条文	決定金額	納付済額	未収入額	最終納付年月日	死亡年月日	備考
平成9年	平成9年5月16日	不明	78	718,200	40,000	678,200	分納中		
平成9年	平成9年7月9日	平成9年7月31日	78	2,023,149	310,000	1,713,149	分納中		
平成9年	平成9年7月17日	平成9年7月31日	78	475,800	205,800	270,000	分納中		
平成9年	平成9年9月26日	平成9年10月6日	78	4,000,000	15,000	3,985,000	平成13年7月27日		
平成9年	平成9年10月28日	平成9年11月10日	78	928,625	50,000	878,625	平成10年4月6日		×
平成9年	平成9年12月22日	平成10年1月12日	78	152,100	94,100	58,000	平成15年12月29日		
平成9年	平成10年1月19日	不明	78	1,304,159	80,000	1,224,159	平成11年7月5日		×
平成9年	平成10年1月22日	平成10年1月30日	78	514,091	0	514,091	納付なし		×
平成10年	平成10年5月22日	平成10年5月31日	78	95,070	35,070	60,000	平成10年8月5日		×
平成10年	平成10年8月10日	平成10年8月20日	78	501,580	221,580	280,000	平成12年10月6日		
平成10年	平成10年9月2日	平成10年9月10日	78	333,038	308,038	25,000	分納中		
平成10年	平成10年9月28日	平成10年10月12日	78	221,615	0	221,615	納付なし		×
平成10年	平成10年10月13日	平成10年10月30日	78	807,952	57,952	750,000	分納中		
平成10年	平成10年11月27日	平成10年12月14日	78	2,479,775	299,775	2,180,000	分納中		
平成10年	平成10年11月15日	平成10年12月10日	78	351,565	0	351,565	納付なし		×
平成10年	平成10年12月2日	平成10年12月30日	78	562,980	7,980	555,000	分納中		
平成10年	平成10年12月9日	平成10年12月31日	78	2,820,450	1,380,450	1,440,000	分納中		
平成10年	平成10年12月3日	不明	78	857,440	132,440	725,000	平成14年7月30日		
平成10年	平成10年12月18日	不明	78	268,717	78,717	190,000	平成11年9月14日		
平成10年	平成10年12月28日	不明	78	821,937	0	821,937	納付なし		
平成10年	平成10年12月28日	不明	78	930,224	0	930,224	分納中		
平成10年	平成10年12月17日	不明	78	268,447	73,447	195,000	平成14年5月8日		
平成10年	平成11年2月3日	不明	78	1,426,490	30,650	1,395,840	平成14年9月6日		
平成11年	平成11年4月1日	不明	78	2,340,000	320,000	2,020,000	平成13年1月24日	平成12年12月2日	
平成11年	平成11年6月17日	平成11年6月30日	78	196,149	0	196,149	納付なし		×
平成11年	平成11年7月5日	平成11年7月19日	78	900,000	85,000	815,000	平成12年6月6日		
平成11年	平成11年7月8日	平成11年7月30日	78	127,400	17,400	110,000	平成11年10月8日	平成14年9月8日	×
平成11年	平成11年7月30日	平成11年8月20日	78	783,125	568,000	215,125	平成14年3月5日		
平成11年	平成11年8月18日	平成11年9月10日	78	1,078,525	0	1,078,525	納付なし		×
平成11年	平成11年8月31日	平成11年9月17日	78	78,000	10,000	68,000	平成11年11月18日		×
平成11年	平成11年9月8日	平成11年9月22日	78	39,445	9,000	30,445	平成12年6月6日		
平成11年	平成11年9月22日	平成11年10月8日	78	321,480	10,000	311,480	平成11年11月6日		×
平成11年	平成11年9月24日	平成11年10月12日	78	638,496	10,000	628,496	平成12年2月4日		×
平成11年	平成11年9月30日	平成11年10月15日	78	98,747	10,000	88,747	平成12年8月1日	平成11年11月29日	
平成11年	平成11年9月30日	平成11年10月15日	78	1,300,000	0	1,300,000	納付なし	平成11年11月29日	×
平成11年	平成11年10月20日	平成11年11月10日	78	2,398,000	35,000	2,363,000	平成13年10月18日		
平成11年	平成11年11月26日	平成11年12月10日	78	81,050	0	81,050	分納中		
平成11年	平成11年12月2日	平成12年1月17日	78	543,000	130,000	413,000	分納中		
平成11年	平成11年12月7日	平成11年12月24日	78	400,000	210,000	190,000	平成14年9月5日		
平成11年	平成11年12月9日	平成11年12月9日	78	966,001	5,000	961,001	平成12年10月6日		
平成11年	平成11年12月20日	平成12年1月14日	78	2,545,974	10,000	2,535,974	平成12年2月10日		×
平成11年	平成11年12月22日	平成12年1月14日	78	301,436	0	301,436	納付なし		×
平成11年	平成12年1月19日	平成12年2月29日	78	417,800	60,000	357,800	平成12年3月6日		
平成11年	平成12年1月21日	平成12年2月10日	78	340,000	5,000	335,000	平成13年3月2日		
平成11年	平成12年2月18日	平成12年2月29日	78	2,061,800	0	2,061,800	納付なし		
平成11年	平成12年2月29日	平成12年3月10日	78	266,172	20,000	246,172	分納中		

未収入額の合計 114,214,599円 このうち、時効消滅していると考えられる金額 37,102,263円

図表46—4 【法第63条の返還金等の未収金明細（西大寺福祉事務所）】

※備考欄の×印は時効消滅
していると考えられるもの

年度	決定年月日	納入期限	条文	決定金額	納付済額	未収入額	最終納付年月日	死亡年月日	備考
昭和60年	昭和60年8月8日	不明	63	744,656	446,000	298,656	平成11年1月27日		×
昭和60年	昭和60年6月14日	昭和60年6月29日	78	2,622,745	671,000	1,951,745	平成6年7月8日		×
昭和60年	昭和60年8月22日	昭和60年8月31日	78	652,326	652,236	90	平成11年10月26日		×
昭和61年	昭和61年7月18日	昭和61年8月12日	63	997,000	500,000	497,000	平成15年6月24日		
昭和61年	昭和61年9月20日	不明	63	3,269,182	2,600,000	1,209,182	分納中		
昭和61年	昭和61年10月13日	昭和61年11月9日	63	97,031	0	97,031	/		×
昭和61年	昭和61年10月13日	不明	78	910,427	0	910,427	/		×
昭和61年	昭和61年12月27日	昭和62年1月30日	63	1,238,900	556,000	682,900	分納中		
昭和62年	昭和62年5月8日	不明	63	834,321	429,000	405,321	平成11年11月17日	平成13年1月19日	×
昭和62年	昭和63年3月31日	不明	78	757,058	479,000	278,058	平成11年5月20日		×
昭和63年	昭和63年5月26日	昭和63年6月20日	78	735,066	637,566	97,500	平成11年6月10日	平成11年2月28日	×
平成1年	平成1年4月14日	不明	63	505,126	483,000	22,126	分納中		
平成1年	平成1年9月29日	平成1年10月31日	63	3,304,600	395,000	2,909,600	分納中		
平成1年	平成1年11月22日	平成1年12月25日	63	77,100	17,000	60,100	平成5年12月6日		×
平成1年	平成1年12月8日	平成1年12月27日	63	15,675	0	15,675	/		×
平成1年	平成2年3月20日	不明	63	679,820	217,000	462,820	分納中		
平成2年	平成2年9月6日	平成2年9月28日	78	650,495	440,000	210,495	平成12年1月17日		×
平成3年	平成3年4月23日	平成3年5月15日	78	186,142	171,000	15,142	分納中		
平成3年	平成3年9月2日	平成3年9月30日	78	1,137,651	0	1,137,651	/		×
平成3年	平成4年2月12日	平成4年3月10日	78	224,033	5,000	219,033	平成4年3月13日		×
平成3年	平成4年2月12日	平成4年3月10日	78	420,000	0	420,000	/		×
平成4年	平成4年9月16日	不明	78	1,367,420	160,000	1,207,420	平成6年2月25日	平成16年4月9日	×
平成4年	平成5年3月19日	不明	78	188,483	0	188,483	/		×
平成5年	平成5年9月6日	不明	78	642,232	211,000	431,232	平成11年12月7日		×
平成5年	平成5年8月4日	不明	78	48,440	0	48,440	/		×
平成5年	平成6年2月21日	不明	63	604,885	0	604,885	/		×
平成6年	平成6年5月27日	平成6年6月20日	63	89,915	50,000	39,915	平成14年8月26日		
平成6年	平成6年12月19日	平成7年1月13日	63	108,000	19,000	89,000	平成10年12月8日		×
平成6年	平成6年12月19日	平成7年1月13日	63	242,000	9,000	233,000	平成10年12月8日		×
平成6年	平成7年3月8日	平成7年3月28日	78	483,908	130,000	353,908	平成12年5月11日		
平成6年	平成7年3月15日	平成7年4月5日	78	363,155	95,000	268,155	平成12年5月26日		
平成7年	平成7年12月21日	平成8年1月13日	78	123,000	50,000	73,000	分納中		
平成7年	平成8年1月8日	平成8年1月29日	78	336,467	0	336,467	/		×
平成8年	平成8年8月23日	不明	63	69,010	20,000	49,010	平成8年11月25日		×
平成8年	平成8年12月9日	不明	78	547,247	50,000	497,247	平成10年4月14日		×
平成8年	平成9年2月26日	不明	78	722,790	10,000	712,790	平成9年7月7日		×
平成9年	平成9年4月21日	不明	63	246,400	220,000	26,400	平成12年10月16日	平成13年2月3日	
平成9年	平成9年4月18日	不明	63	165,124	25,000	140,124	平成10年1月7日		×
平成9年	平成9年4月24日	不明	78	1,257,615	2,000	1,255,615	平成10年10月7日		×
平成9年	平成9年8月19日	不明	78	147,550	0	147,550	/		×
平成9年	平成9年11月20日	不明	63	500,000	380,000	120,000	分納中		
平成9年	平成9年12月3日	不明	63	29,500	5,000	24,500	平成9年12月10日		×
平成9年	平成9年12月10日	不明	78	218,100	110,000	108,100	平成11年11月22日		×
平成10年	平成10年8月2日	不明	78	310,042	30,000	280,042	平成11年3月9日	平成11年1月4日	×
平成10年	平成10年9月10日	平成10年9月30日	78	501,840	342,500	159,340	分納中		
平成10年	平成10年11月20日	不明	78	1,106,580	285,000	821,580	分納中		
平成10年	平成11年2月16日	不明	63	309,210	20,000	289,210	分納中		
平成11年	平成11年6月7日	平成11年7月31日	78	637,249	440,000	197,249	平成15年8月18日		
平成11年	平成11年7月5日	不明	78	1,010,000	85,000	925,000	平成11年12月7日		×
平成11年	平成11年11月5日	不明	78	316,311	156,000	160,311	平成12年4月4日		
平成11年	平成12年2月24日	不明	63	677,933	0	677,933	/		×

未収入額の合計 22,366,458円

このうち、時効消滅していると考えられる金額 14,058,620円

図表46—5 【法第63条の返還金等の未収金明細（西福祉事務所）】

※備考欄の×印は時効消滅
していると考えられるもの

年度	決定年月日	納入期限	条文	決定金額	納付済額	未収入額	最終納付年月日	死亡年月日	備考
平成1年	平成1年7月3日	平成1年7月21日	63	108,680	75,000	33,680	平成2年11月6日		×
平成1年	平成1年10月13日	平成1年11月2日	63	117,021	96,000	21,021	平成7年12月13日		×
平成2年	平成2年10月5日	平成2年10月25日	78	356,861	10,000	346,861	平成2年11月6日		×
平成3年	平成3年4月8日	平成3年4月26日	63	643,081	82,621	560,460	分納中		
平成3年	平成3年5月2日	平成3年5月22日	63	89,501	66,000	23,501	平成15年12月29日	平成16年2月16日	
平成3年	平成3年6月11日	平成3年7月1日	63	621,104	55,000	566,104	平成4年12月10日		×
平成3年	平成4年3月3日	平成4年3月23日	63	63,780	22,610	41,170	平成4年11月13日		×
平成4年	平成4年7月20日	平成4年8月7日	63	5,000	0	5,000	納付なし		×
平成4年	平成4年9月10日	平成4年9月30日	78	1,322,968	0	1,322,968	納付なし		×
平成4年	平成5年3月9日	平成5年3月29日	63	250,000	130,000	120,000	平成5年10月5日		×
平成4年	平成5年3月18日	平成5年4月7日	78	330,000	290,000	40,000	平成9年2月4日		×
平成5年	平成5年12月9日	平成5年12月28日	63	7,233	0	7,233	納付なし		×
平成5年	平成6年2月24日	平成6年3月16日	63	160,000	98,000	62,000	分納中		
平成5年	平成6年3月28日	平成6年4月15日	77	76,000	0	76,000	納付なし		×
平成6年	平成6年4月26日	平成6年5月16日	77	76,000	0	76,000	納付なし		×
平成6年	平成6年5月24日	平成6年6月13日	78	2,247,510	523,510	1,724,000	分納中		
平成6年	平成6年5月25日	平成6年6月15日	77	74,440	0	74,440	納付なし		×
平成6年	平成6年6月29日	平成6年7月15日	77	74,440	0	74,440	納付なし		×
平成6年	平成6年7月21日	平成6年8月15日	77	74,440	0	74,440	納付なし		×
平成6年	平成6年8月15日	平成6年9月16日	77	74,440	0	74,440	納付なし		×
平成6年	平成7年1月10日	平成7年1月31日	63	509,900	295,000	214,900	分納中		
平成7年	平成7年5月10日	平成7年5月31日	63	90,000	10,000	80,000	平成7年6月14日		×
平成9年	平成10年1月9日	平成10年1月29日	78	3,821,166	66,460	3,754,706	平成15年7月7日	平成16年10月10日	
平成10年	平成10年4月1日	平成10年4月21日	63	658,587	75,000	583,587	平成13年3月7日		
平成10年	平成10年5月13日	平成10年6月2日	78	184,600	0	184,600	納付なし		×
平成10年	平成10年11月9日	平成10年11月29日	78	2,047,320	1,060,000	987,320	分納中		
平成10年	平成11年2月1日	平成11年2月22日	78	484,896	220,000	264,896	平成16年2月17日		
平成10年	平成11年3月4日	平成11年3月31日	78	1,960,000	15,000	1,945,000	平成11年5月13日		×
平成11年	平成11年6月16日	平成11年7月2日	63	403,506	40,000	363,506	平成12年4月6日		
平成11年	平成11年7月22日	平成11年8月13日	日63	188,520	144,000	44,520	分納中		
平成11年	平成11年7月29日	平成11年8月13日	78	661,780	286,359	375,421	分納中		
平成11年	平成11年8月4日	平成11年8月20日	63	126,630	72,357	54,275	平成13年2月21日		
平成11年	平成11年8月31日	平成11年9月20日	78	465,000	0	465,000	納付なし		×
平成11年	平成11年10月5日	平成11年11月12日	63	39,427	32,000	7,427	平成12年6月6日		
平成11年	平成11年10月6日	平成11年11月12日	63	142,450	0	142,450	納付なし		×
平成11年	平成11年10月12日	平成11年10月30日	78	58,000	22,000	36,000	分納中		
平成11年	平成12年2月23日	平成12年3月15日	78	260,000	5,000	255,000	平成16年3月11日	平成16年10月10日	
平成11年	平成12年3月14日	平成12年3月31日	63	320,500	10,000	310,500	平成13年1月5日		

未収入額の合計 15,392,864円 このうち、時効消滅していると考えられる金額 5,770,847円

図表46—6 【法第63条の返還金等の未収金明細（南福祉事務所）】

※備考欄の×印は時効消滅
していると考えられるもの

年度	決定年月日	納入期限	条文	決定金額	納付済額	未収入額	最終納付年月日	死亡年月日	備考
昭和59年	昭和59年11月14日	昭和59年11月30日	78	9,255,197	6,705,000	2,550,197	平成11年11月18日	平成15年1月19日	×
昭和61年	昭和61年11月19日	昭和62年7月24日	78	796,116	81,000	715,116	平成10年10月21日	昭和61年12月1日	×
昭和61年	昭和62年2月2日	昭和62年2月23日	78	2,387,840	112,000	2,275,840	昭和62年12月1日		×
昭和61年	昭和62年2月13日	昭和62年4月2日	78	1,325,752	0	1,325,752			×
昭和62年	昭和62年11月5日	不明	78	1,874,310	711,000	1,163,310	分納中	平成8年7月1日	
昭和62年	昭和62年11月11日	不明	78	757,000	247,000	510,000	平成11年1月28日	平成4年8月1日	×
昭和63年	昭和63年8月13日	昭和63年9月2日	78	188,900	120,000	68,900	平成4年11月10日		×
昭和63年	昭和63年8月31日	昭和63年9月16日	78	104,311	72,000	32,311	平成7年7月12日		×
平成2年	平成2年11月7日	平成2年11月17日	63	206,540	60,000	146,540	平成15年9月8日		
平成3年	平成3年6月17日	平成3年7月5日	78	473,500	310,000	163,500	平成6年4月4日		×
平成4年	平成4年12月18日	平成5年1月7日	63	229,753	131,000	98,753	平成10年6月5日		×
平成4年	平成5年1月5日	平成5年1月25日	63	253,700	183,000	70,700	平成10年6月5日		×
平成5年	平成5年4月13日	平成5年4月30日	63	59,452	0	59,452			×
平成5年	平成5年5月31日	平成5年6月18日	78	696,000	160,000	536,000	分納中		
平成5年	平成5年6月2日	平成5年6月22日	78	2,118,870	196,640	1,922,230	平成12年4月10日		
平成5年	平成5年6月24日	平成5年7月14日	63	7,812	0	7,812			×
平成5年	平成5年8月5日	平成5年8月25日	78	224,700	108,228	116,472	平成13年4月24日		
平成5年	平成6年1月21日	平成6年2月10日	63	236,500	24,000	212,500	平成10年1月9日		×
平成5年	平成6年2月3日	平成6年2月23日	63	1,700,000	275,000	1,425,000	分納中		
平成6年	平成6年7月6日	平成6年7月29日	78	1,345,470	0	1,345,570			×
平成6年	平成6年7月29日	平成6年8月18日	63	154,817	39,000	115,817	完納		
平成6年	平成6年8月22日	平成6年9月9日	63	52,245	12,000	40,245	平成16.35		
平成6年	平成6年9月1日	平成6年9月21日	63	367,460	108,000	259,460	分納中		
平成6年	平成6年11月24日	平成6年12月14日	63	2,435,279	165,000	2,270,279	平成10年10月16日		×
平成7年	平成7年7月5日	平成7年7月24日	63	315,129	275,000	40,129	平成15年12月30日		
平成7年	平成7年9月7日	不明	78	1,195,030	30,000	1,165,030	平成8.4.26		×
平成7年	平成7年10月31日	不明	78	3,055,750	894,000	2,161,750	平成16年2月5日		
平成7年	平成8年1月22日	不明	63	653,266	490,000	163,266	分納中		
平成7年	平成8年2月19日	不明	63	130,760	62,500	68,260	平成14年9月2日		
平成7年	平成8年3月5日	不明	78	2,923,002	1,154,358	1,768,644	分納中		
平成8年	平成8年8月8日	不明	78	688,190	215,000	473,190	分納中		
平成8年	平成8年8月2日	平成8年12月10日	78	156,731	0	156,731			×
平成8年	平成8年9月5日	不明	63	230,540	175,080	55,460	分納中		
平成8年	平成8年8月22日	不明	63	105,626	88,252	17,374	分納中		
平成8年	平成8年10月3日	不明	78	769,900	55,000	714,900	平成9年7月9日		×
平成8年	平成8年11月29日	不明	63	279,680	169,680	110,000	平成14年12月5日		
平成8年	平成8年12月4日	不明	63	184,200	0	184,200			×
平成8年	平成9年3月31日	不明	63	269,955	194,000	75,955	分納中		
平成9年	平成9年8月21日	不明	78	2,151,880	0	2,151,880			×
平成9年	平成9年9月4日	不明	63	104,104	35,000	69,104	平成14年9月10日		
平成9年	平成9年9月22日	不明	63	231,950	202,000	29,950	平成15年1月24日		
平成9年	平成9年12月1日	不明	63	131,066	80,000	51,066	平成11年12月8日	平成9年9月24日	×
平成9年	平成9年12月8日	不明	63	525,648	90,000	435,648	平成12年9月6日		
平成9年	平成9年12月8日	不明	78	977,959	390,000	587,959	分納中		
平成9年	平成10年3月10日	不明	63	130,910	9,000	121,910	平成15年1月15日		
平成10年	平成10年5月11日	不明	63	540,306	0	540,306			×
平成10年	平成10年6月12日	不明	63	1,782,071	1,210,000	572,071	分納中		
平成10年	平成10年6月12日	平成10年6月30日	63	363,449	240,000	123,449	分納中	平成8年4月29日	
平成10年	平成10年7月13日	平成10年8月31日	63	214,819	165,000	49,819	分納中		
平成10年	平成10年11月2日	不明	78	736,200	630,000	106,200	分納中		
平成10年	平成10年12月9日	平成11年1月31日	63	406,510	20,000	386,510	平成11年2月17日		×
平成10年	平成11年3月19日	不明	63	1,000,000	380,000	620,000	分納中		
平成11年	平成11年8月30日	不明	63	480,683	218,000	262,683	分納中	平成12年9月3日	
平成11年	平成11年10月18日	不明	63	409,800	135,000	274,800	分納中		
平成11年	平成12年1月13日	不明	78	2,288,375	1,854,958	433,417	分納中		
平成11年	平成11年11月25日	不明	63	525,914	159,967	365,947	平成12年4月27日	平成15年5月9日	
平成11年	平成12年2月24日	不明	63	1,500,000	50,000	1,450,000	平成14年6月19日		
平成11年	平成12年2月23日	平成12年3月31日	63	181,104	15,000	166,104	平成14年12月5日		
平成11年	平成11年12月8日	不明	63	227,189	138,000	89,189	分納中		
平成11年	平成12年3月23日	平成12年4月10日	63	42,042	0	42,042			×
平成11年	平成12年2月23日	平成12年3月31日	63	87,933	80,000	7,933	平成13年1月12日	平成13年1月11日	
平成11年	平成11年4月7日	不明	63	627,083	95,000	532,083	平成13年3月8日	平成13年7月7日	

未収入額の合計 34,056,715円 このうち、時効消滅していると考えられる金額 17,099,347円

(3) 今後の不納欠損処理の在り方（意見）

前述のとおり、生活保護費から法第63条の返還金等の調定額を差し引いてその不納欠損額を加えたものの4分の3が国庫負担金となるのであるから、不納欠損処理額が多ければ多いほど国庫負担金は増加することになる。

よって、平成16年度以降は、法第63条の返還金等の収入未済額に可能な限り近づける程度の金額の不納欠損処理を積極的に行うべきであると考えます。

5 国庫負担金の問題点

(1) 国庫負担制度の意義

そもそも、生活保護に要する経費の4分の3が国庫負担とされているのは、法第75条第1項第1号、地方財政法第10条第4号によるものである。

前述のとおり、これは、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務に要する経費であり、さらに、その円滑な運営を期するためにはなお国が進んで経費を負担する必要があるというものである。

(2) 生活保護費の国庫負担金のシステムの矛盾

生活保護費の国庫負担金のシステムは、前述のとおり、生活保護費から返還金と徴収金の未回収分を控除した分の4分の3を国が負担するというものである。

しかし、前述のとおり、生活保護世帯からの法第63条による返還と法第78条による徴収等がさほど実効性を上げないと考えられること等を考慮すれば、地方自治体としてみれば法第63条による返還金と法第78条による徴収金等の調定を行えば行うほど当該年度の国庫負担金が少なくなってしまうというジレンマに陥ってしまうものである。

このため、地方自治体、福祉事務所、ケースワーカーは不正不当受給の防止に努力はしているものの、法第63条、法第78条等による調定へのインセンティブ（意欲刺激）、すなわち、生活保護の不正不当受給の調定へのインセンティブがあまり湧いてこないという不合理的を招いてしまう。

(3) 生活保護の国庫負担システムの改正（意見）

この不合理的を回避するためには、厚生労働省は、生活保護費から法第63条に

よる返還金と法第78条による徴収金等の調定額を控除して不納欠損額をプラスした金額に国庫負担率を乗じるという前述の通達（昭和44年7月25日付け厚生省社第169号）を改正して、生活保護費から返還金と徴収金の現実の回収分を控除した金額に国庫負担率を乗じるという制度にすべきであるとする。

この点、厚生労働省の側からすれば、①法第63条による返還金等の調定額が地方自治体に既に交付済みの生活保護費の国庫負担金であること、②不正不当受給は、本来、地方自治体が自らの責任で回収すべきものであること、③不納欠損金分については、国庫負担金の算定基礎から控除しないという取扱いをしていることから、法第63条の返還金等の調定額を当該年度の国庫負担金の算定基礎から控除することは当然ということになるものと考えられる。

しかし、かかる現行制度は、法第63条の返還金や法第78条の徴収金等は元々相手方が生活保護受給者であり、回収が非常に困難なものであるということを見過しており、理論的にはともかく、現実的又は政策的には必ずしも妥当ではない。

地方自治体とすれば、法第63条等の返還金や法第78条の徴収金等を調定すればするほど当該年度の国庫負担金を減らされるという結果になるので、財政の収支を考慮するとむしろ法第63条等の調定をあまり積極的には行わないようにする方が得策という矛盾が生ずる。

そして、地方自治体がそのような運用を行ってしまえば全国的にますます不正不当受給が潜在的に蔓延してしまうという極めて不合理な結論となってしまうからである。

加えて、前述のとおり、生活保護法施行令第10条第1項を文理解釈すれば、生活保護費から法第63条により返還した額、法第78条により徴収した額を控除した精算額を基準として国庫負担金を計算するということになっているので、かかる点からも厚生労働省は通達の改正を検討すべきである。

第6 法外援護について

1 法外援護の内容

(1) モラルハザード（倫理崩壊）の危険

生活保護は、国民に最低限度の生活を保障する憲法第25条に基づく制度であり、社会のセーフティーネットである。

しかし、保護費が高すぎたり、制度の運用に不備があった場合、一般の納税者に勤労する意欲を失わせる結果を招きかねず、いわゆるモラルハザードが生ずる危険性を内包しているものである。

ちなみに、社会保障審議会福祉部会の生活保護制度の在り方に関する専門委員会が平成15年12月に発表した中間報告では、第1／10分位（全世帯を所得の少ない順に1から10に段階分けしたうち1番下のところ）の消費水準よりも生活扶助基準の方が高いという結果が報告されている。

しかし、これは納税者の一般的感情としては非常に違和感があるものであろう。すなわち、生活保護を受給しないで生活費を極限まで絞り込んで生活している第1／10分位の階層の世帯の消費水準よりも国民の税金で生活保護を受給している世帯の生活保護基準の方が多いということは、到底納得がいく理由が説明できないであろう。

(2) 法外援護の明細

岡山市では、援護金、見舞金、入学金祝金等の法外援護の制度が存在する。

その明細は、次のとおりである。

ア 自立援護金

従前の自立更生援助金を平成14年に見直し、自立援護金と更生援護金に分割し制度の改編をした。

生活保護を受給していた世帯で、自らの就労努力により生活保護が廃止された世帯であって、福祉事務所長が自立と認めた世帯に支給するものである。

1世帯につき10万円を支給し、支給後満1年以内の再支給は行わない。

支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託している。

イ 更生援護金

従前の自立更生援助金を平成14年度に見直し、自立援護金と更生援護金に分割し制度の改編をした。

毎年8月1日と12月1日を基準日として、年2回、生活保護世帯に支給するものである。

支給額は、平成14年度は年7千円、平成15年度は年5千円、平成16年度は年3千円と段階的に減額していき、平成17年度に制度を廃止することになっている。

支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託していた。

ウ 長期入院患者見舞金

毎年8月1日と12月1日を基準日として、年2回、生活保護世帯で、世帯員全員が6か月前から引き続き入院（施設入所者、精神疾患入院患者を除く。）している者に支給するものである。

夏期は5,600円、冬期は5,750円を支給。

支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託している。

エ 入学祝金

小・中学校入学者の属する生活保護世帯に支給するものである。

小学校入学者は1万8千円、中学校入学者は1万8,500円をそれぞれ支給するもので、支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託している。

オ 学童服購入助成金

3月1日を基準日として、小・中学校入学予定者の属する生活保護世帯に支給するものである。

小学校入学者は7千円、中学校入学者は8千円を支給するもので、支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託している。

カ 学童服支給

小学校4年進級者の属する就学援助世帯に現物支給するものである。

原則として2万円を限度。

支給業務は、岡山市が岡山市社会福祉協議会に委託している。

(3) 減免制度

また、被保護世帯には、次のとおり各種減免制度も存在する。

ア 水道料金

下水道使用基本料金（860円）と使用水量（1か月10m³までの70%）が減免

されるものである（岡山市水道条例施行規程第29条第1号、下水道使用料の減免に関する内規第2条第1号）。

下水道料金は16m³につき860円（2か月分）が免除となり、それを越えた部分については、全額が被保護世帯の負担になる。

イ NHK放送受信料

生活保護世帯は全額免除となっている（放送受信料免除基準第1項(7)）。

ウ し尿処理手数料

生活保護世帯は全額免除となる（岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条、条例施行規則第8条(2)ア）。

エ 国民年金保険料

生活保護受給開始日の属する月の前月分以降が免除となる（国民年金法第89条）。

オ 国民健康保険料

生活保護受給者及びその世帯に属する者については国民健康保険は適用外になる。

カ 固定資産税

生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者が所有する固定資産については免除される（岡山市税賦課徴収条例第50条第1項第3号）。

(7) 全額免除（生活保護受給開始日以降分について）される。

(1) 他者と共有の場合はその持分が免除される。

キ 市・県民税

1月1日現在生活保護受給中であれば市・県民税は非課税である（地方税法第295条第1項）。

ク 公・私立高等学校授業料

(7) 公立高等学校

生活保護受給者は全額免除の対象となる（岡山県立高等学校授業料減免に関する規則第2条第1号、岡山市立高等学校授業料の減免に関する規則第2条第1号）。

(1) 私立高等学校

授業料の減免を行った私立高等学校に対して岡山県が補助金を交付する制度がある。

2 他市の法外援護の状況

(1) 中核市の法外援護

平成15年8月現在における中核市の法外援護の実施状況、その内容の調査結果は、それぞれ図表47-1、図表47-2のとおりであり、法外援護を実施していない中核市も相当数見られるところである。

すなわち、援護金、見舞金等を実施している中核市は33市のうちの19市、その他入学祝金等を実施している中核市は33市のうちの21市となっているものである。

図表47-1 【他の中核市における法外援護事業調査結果一覧（平成15年8月）】

都市名	1. 宇都宮市	2. 新潟市	3. 富山市	4. 金沢市	5. 岐阜市	6. 静岡市	7. 浜松市	8. 堺市
援護金・見舞金等の有・無	×	◎	◎ 平成16年度より 廃止予定	◎	×	×	×	◎ 平成15年度 より改定
その他入学祝等の有・無	×	◎ 一部平成15年度 より廃止	◎ 平成16年度より 改定予定	◎	◎	◎ 平成16年度より 廃止予定	◎	×
都市名	9. 姫路市	10. 熊本市	11. 鹿児島市	12. 秋田市	13. 郡山市	14. 和歌山市	15. 長崎市	16. 大分市
援護金・見舞金等の有・無	◎ 今後継続 するか検討中	◎ 平成16年度 より廃止予定 一部平成15年度 より廃止	◎	◎ 平成16年度より 廃止予定	×	×	×	×
その他入学祝等の有・無	◎ 一部平成15年度 より廃止	×	◎	×	×	×	◎ 平成16年度より 廃止予定	◎ 一部平成6年度 より廃止
都市名	17. 福山市	18. 高知市	19. 宮崎市	20. いわき市	21. 長野市	22. 豊橋市	23. 高松市	24. 旭川市
援護金・見舞金等の有・無	◎	×	×	×	×	◎	◎ 縮小・廃止に向 けて検討予定	×
その他入学祝等の有・無	◎	×	×	×	◎	×	◎ 縮小・廃止に向 けて検討予定	◎ 平成15年度 より新設 一部平成15年度 より廃止
都市名	25. 松山市	26. 横須賀市	27. 倉敷市	28. 船橋市	29. 相模原市	30. 岡崎市	31. 高槻市	32. 奈良市
援護金・見舞金等の有・無	◎	×	◎	◎ 平成16年度より 廃止予定	◎ 平成16年度より 廃止予定	◎	◎	◎ 平成16年度より 改定予定
その他入学祝等の有・無	◎	◎	×	◎ 平成15年度 より新設	◎	◎ 一部平成15年度 より新設	×	◎ 平成13年度より 廃止
都市名	33. 岡山市							
援護金・見舞金等の有・無	◎ 縮小・廃止に向 けて検討予定							
その他入学祝等の有・無	◎							

※豊田市、川越市については未回答

援護金・見舞金等実施中核市 19/33

その他入学祝金等実施中核市 21/33

図表47—2 【中核市の法外援護事業の内容の調査結果（平成15年8月）】

都市名	1. 宇都宮市	2. 新潟市	3. 富山市	4. 金沢市	5. 岐阜市	6. 静岡市
援護金・見舞金等	制度なし	①夏期・年末見舞金品(被保護世帯) 夏期・歳末ともに被保護世帯一律: 8,000円の他に〔夏期〕 1人世帯: 2,400円 物品引換券 2～3人世帯: 4,500円 “ 4～5人世帯: 10,000円 “ 6人以上世帯: 11,100円 “ 〔年末〕 1人世帯: 19,800円 物品引換券 2～3人世帯: 215,100円 “ 4～5人世帯: 27,700円 “ 6人以上世帯: 28,950円 “	①就職自立援助金(被保護世帯) 【平成16年度より廃止予定】 新たに自立につながる就労をする者:30,000円 【廃止理由】:利用実績が少ないため ②夏期見舞金(被保護世帯) 【平成16年度より廃止予定】 1～2人世帯: 3,000円 3～4人 “: 4,000円 5人以上 “: 5,000円 【廃止理由】:記入なし	①被保護者等見舞金 (1)夏期見舞金 在宅1～2人世帯:3,500円(被保護世帯) 3人以上世帯: 4,000円(“) 入院結核患者: 4,000円 入院患者: 3,000円 施設入所者: 3,000円 (2)歳末見舞金 夏期見舞金支給に加えて 身体障害者(1・2級): 3,000円 精神薄弱者(A級):3,000円 寝たきり老人: 3,000円 特児手当受給者:3,000円	制度なし	制度なし
備考						
その他 入学祝金等	制度なし	①小・中学校入学及び中学卒業祝品(被保護世帯) 小・中学校入学者及び中学校卒業業者:5,000円相当の文具券 ②高校進学祝金(被保護世帯) 高校入学者: 30,000円	①入学祝金品(被保護世帯) 【平成16年度より改定予定】 保育所:8,000円 小・中学校: 13,000円 高校:30,000円 【改定内容】:名称及び支給内容	①高等学校等進学準備金(被保護世帯) 高校:30,000円	①高校進学準備金(被保護世帯) 高校:15,000円 ②新入学児童・生徒ランドセル・鞆・靴扶助(被保護世帯) 小・中学校入学者: 現物 ③水洗便所設置扶助(被保護世帯) 処理区域内の対象世帯に対し汲み取り便所を水洗化する	①小・中・高校入学等準備金(被保護世帯) 【平成16年度より廃止予定】 小・中・高入学者及び中・高卒就職者等:20,000～30,000円 【廃止理由】:記入なし
備考		①高齢者見舞品(被保護世帯) 【平成15年度より廃止】 【廃止理由】: 3年毎に70歳以上の方に対しシート(約1,400円)を現物支給していたが、各自の好み等で使用されていないため廃止				

都市名	7. 浜松市	8. 堺市	9. 姫路市	10. 熊本市	11. 鹿児島市	12. 秋田市
援護金・見舞金等	制度なし	①生活困窮者夏期・歳末一時金(被保護世帯)【平成15年度より改定】 (1)夏期一時金 在宅 1人:3,900円 2人:5,500円 3人:7,100円 4人以上:7,900円 長期入院患者 3,500円 (2)歳末一時金 在宅 1人:6,500円 2人:7,800円 3人以上:8,000円 長期入院患者 4,000円 【改定内容】:金額を大阪府基準にあわせる ②部屋代差額補給金(被保護世帯):2,000円(1日) ③就職支度費:20,000円 ④被保護者緊急援護事業(被保護者):600円(1回)	①生活保護世帯自立見舞金(被保護世帯かつ居宅世帯) 夏期・冬期ともに各4,000円 ※ただし、平成16年度から廃止するか継続するか検討中	①夏期見舞金(被保護世帯)【平成16年度より廃止予定】 在宅 1人:4,050円 2~3人:4,600円 4人以上:5,150円 入院 1人:2,200円 2人以上:3,300円 ②年末・年始見舞金(被保護世帯)【平成15年度より廃止】 在宅 1人:4,710円 2~3人:5,260円 4人以上:5,810円 入院 1人:2,200円 2人以上:3,300円 【廃止及び廃止予定理由】 一般世帯と被保護世帯との格差が縮小したと考えられるため	①夏期見舞金(被保護世帯):1世帯あたり4,200円 ②年末見舞金(被保護世帯及び準要保護世帯) (1)生活保護世帯: 1人世帯は1世帯あたり7,900円 上記以外は1世帯あたり8,200円 (2)準要保護世帯: 1人あたり4,700円	①生活困窮者見舞金(被保護世帯及び結核患者) 【平成16年度より廃止予定】 (1)被保護世帯 夏期: 3,200~8,000円 冬期: 3,900~8,000円 (2)結核患者 夏期:3,200円 冬期:3,900円 【廃止予定理由】 生保世帯数の急増に伴う支給額の増加が、財政を逼迫させているため等
備考		補足②:部屋代の必要な病室に入院した場合支給 ④:指定医師が、自家用車で往診を行った場合支給				
その他 入学祝金 等	①高等学校就学援護費(被保護世帯)高校:30,000円	制度なし	①生活保護世帯入学祝品(被保護世帯) 小学校:絵の具セット 中学校:ポスターカラーセット ②生活保護世帯体操服購入助成(被保護世帯) 中学校1年生:学校規定の体操服代を実費支給 ③生活保護世帯卒業旅行諸費助成(被保護世帯) 小学校6年生:4,000円 中学校3年生:5,000円 ④緊急援護資金貸付(被保護世帯及び及び市民税非課税世帯) 50,000円以内 ⑤行旅病人被服支給(行旅病人で被服の支給を必要と認めた者) 現物支給	制度なし	①ランドセル等支給(被保護世帯) 小学校:ランドセルを現物支給 中学校:肩掛けカバンの購入費を現金支給 ②学童服等支給(被保護世帯の小学4年生) (1)標準服規定のある場合:標準服を現物支給 (2)標準服規定のない場合:ジャージ又は体操服の購入費を現金支給 ③葬祭供物料支給(被保護者) 死亡者1人につき3,000円	制度なし
備考			①生活保護世帯中卒就職祝金(被保護世帯)【平成15年度より廃止】 【廃止理由】 (1)中卒での就職率が低下しているため、制度が形骸化している (2)新規就職者に対して、生業扶助の就職支度費がある			